

**【表紙】**

**【提出書類】** 臨時報告書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成27年7月2日

**【会社名】** 株式会社 栄電子

**【英訳名】** SAKAE ELECTRONICS CORPORATION

**【代表者の役職氏名】** 代表取締役会長 染谷英雄

**【本店の所在の場所】** 東京都千代田区二丁目9番10号

**【電話番号】** 03(6385)7240

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 津田百子

**【最寄りの連絡場所】** 東京都千代田区外神田二丁目9番10号

**【電話番号】** 03(6385)7240

**【事務連絡者氏名】** 取締役経理部長 津田百子

**【縦覧に供する場所】** 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

当社は、平成27年6月26日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

## 2【報告内容】

### (1) 株主総会が開催された年月日

平成27年6月26日

### (2) 決議事項の内容

#### 第1号議案 剰余金処分の件

イ 株主に対する剰余金の配当に関する事項及びその総額

1株につき金 5円 総額 25,407,045円

ロ 効力発生日

平成27年6月29日

#### 第2号議案 定款一部変更の件

(1)平成27年5月1日に施行された「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、業務執行取締役でない取締役及び社外監査役でない監査役との間で責任限定契約を締結することが認められたことに伴い、それらの取締役及び監査役が、その期待される役割を十分に発揮できるよう定款第30条(取締役の責任免除)及び定款第41条(監査役の責任免除)にそれぞれ第2項を新設するものであります。なお、定款第30条第2項の新設につきましては、各監査役の同意を得ております。

(2)定款第14条(招集権者および議長)、第23条(取締役会の招集権者および議長)及び第31条(相談役)について、現行定款上、代表取締役社長と呼称している部分を、会社法上の名称に統一するものであります。

#### 第3号議案 取締役4名選任の件

染谷英雄、宮本洋介、大橋守夫及び津田百子を取締役に選任するものであります。

### (3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び 賛成(反対)割合 (%)
第1号議案 剰余金処分の件	3,680	18	1,369	(注)1	可決
第2号議案 定款一部変更の件	3,682	16	1,369	(注)2	可決
第3号議案 取締役4名選任の件					
染谷英雄	3,662	36	1,369	(注)3	可決
宮本洋介	3,658	40	1,369		可決
大橋守夫	3,662	36	1,369		可決
津田百子	3,663	35	1,369		可決

(注) 1. 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

3. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

### (4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算しておりません。